第14回 公共サービス改革小委員会 議事録

第14回 公共サービス改革小委員会議事次第

日 時:平成31年3月7日(木)10:00~12:04

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング(内閣府)

○浅羽主査 どうもおはようございます。ただ今から第14回公共サービス改革小委員会 を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングと致しまして、内閣府所管の「東南アジア青年の船」事業支援業務、「世界青年の船」事業支援業務及び地域課題対応 人材育成事業「地域コアリーダープログラム」に関する支援業務につきまして、3件を一括して審議を行いたいと思います。

本日は、内閣府より御説明をお願いしたいと思っております。

なお、御説明は3事業を併せて15分程度でお願いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田室長 おはようございます。座って失礼いたします。内閣府の青年国際交流担当室 長の福田でございます。

それではまず、3事業につきましてまとめて説明させていただきます。その後、2年前の御指摘等への対応状況について併せて御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1枚目を御覧ください。船の写真が載っている資料でございます。3事業のうちの1つですが、東南アジア青年の船事業でございます。これは昭和49年の日本とASEAN諸国の首脳会談における共同声明に基づきまして、日本・ASEAN諸国の共同事業として開始したものでございます。現在ではASEAN10カ国の選抜された青年との交流を行うものとなっております。ちなみに、参加青年の年齢は18歳から30歳でございます。人数は、日本からは40名で、ASEAN各国からは30名ずつとなりますので、外国の方が300名ということになります。

船内での活動例といたしましては、ファシリテーターを招きましたディスカッションであったり、あるいは文化交流であったりクラブ活動などでございます。あと、船の写真の下の図ですが、これは今年の例でございますけれども、それぞれ各国訪問国にも寄っておりまして、それぞれホームステイを行ったり、現地青年との交流だったり施設訪問あるいは場合によっては国家元首レベルの要人への表敬訪問などを行ってございます。

左の方に簡単に書いてございますけれども、平成30年度の航路といたしましては、日本の国内活動を8日間致しました後、11月2日から12月12日まで、約1カ月ちょっとをかけて東南アジア各国を回ってございます。

では1枚めくっていただきまして、続きまして、世界青年の船事業でございます。こちらも船の事業でございますけれども、先ほどは東南アジアだけでございましたけれども、こちらは特に国は、毎年変えておるのですけれども、世界各国から集まった外国青年とのディスカッションなどを通じて、国際社会・地域社会等でグローバル化対応を牽引・指導する次世代リーダーを育成するとともに、国境を越えた強い人的ネットワークの構築を図ることを目的とした事業でございます。

参加青年の年齢は同じでございます。人数のほうは、こちらのほうは日本参加青年が約 120名、外国参加青年も約120名となっております。各国12名ということでござい ます。ちなみに、平成30年度の参加国はこちらに書いてございますけれども、オーストラリア、チリ、エクアドル、ギリシャ、ソロモン諸島等でございまして、一応、対象項目が全世界でありますので、それぞれ地域性を考慮してあまり偏りがないように選んでいるところでございます。

船内での活動例でございますけれども、先ほどの東南アジア船と同じようにディスカッション等がございます。あと、参加青年企画セミナーを実施しております。

訪問国での活動例でございますが、こちらの方も先ほどと同じような表敬訪問だったり 現地青年との交流などでございます。

続きまして、今年の航路でございますけれども、右の地図を見ていただければ載せておりますけれども、東京からオーストラリアを経てまた東京へ戻ってきております。陸上研修7日間の後、1月から3月にかけて約1カ月ちょっとの間、船での活動を行うという形でございます。

続きまして、3つ目に行かせていただきます。地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」でございます。こちらは先ほどの2者の船の事業と違いまして、これは飛行機を使った航空機事業でございます。内容は、高齢者関連、障害者関連及び青少年関連の各分野において社会活動に携わる青年を海外に派遣する事業でございます。この3つの分野を選んでおりますのは、私ども、共生社会政策という形で、同じくくりの中で仕事をしているわけでありますけれども、その中では、高齢者の政府全体の取りまとめや、障害者、青少年それぞれの政府全体の取りまとめを担当しております。したがって、同じ内閣府の部門でコラボできるということで、この分野を選んでいるところでございます。

資格でございますけれども、原則として、各分野において社会活動経験を3年以上有する23歳から40歳までの青年が対象ということで、先ほどの船事業と比べますと年齢を10歳程度上の方まで見ております。これは社会活動経験を重視しておりますので、これくらいの年齢の方々をという判断でございます。

中身でございますが、先進的な取組を実施している外国を訪問いたしまして、政府機関、 施設などを訪問するとともに、目的と致しましては、先ほども申しましたが、地域課題解 決の担い手となる青年リーダーの能力の向上やネットワークの形成を図ることを目的とし ております。

平成30年度につきましては、日本の青年海外派遣は10月7日から16日の10日間 実施しております。外国につきましては、ドイツ(高齢者関連)、フィンランド(障害者関連)、ニュージーランド(青少年関連)にそれぞれ派遣しています。外国青年の招へいにつきましては、2月の15日間招へいしてございます。

続きまして、ちょっと簡単に3事業の手続を図示しておりますので、それぞれ御説明させていただきます。ページを1枚めくっていただきまして、最初に東南アジア青年の船支援業務でございます。先ほど申しましたが、これは1974年の日本・東南アジア諸国共同声明をきっかけとしたものでございます。その後、ASEANが拡大して現在10カ国

になっておるのですけれども、日本とASEANの首脳会議、これは2003年と書いておりますけれども、その場で支援が採択されており、国際的約束に基づく事業でございます。

手続でございますけれども、下の左から見ていただきまして、参加国との協議を経て内閣府が寄港国を毎年選定しております。これは参加国を10カ国で固定しておりますが、どこの国に寄るかというのが決まっておりませんので、それをここで決めるということでございます。なお、ラオスだけは内陸国でございますので、タイ等から行くときは、代表青年だけでございますが、飛行機で行くということになります。その後、府省間協議、特に外務省の在外公館と、あとASEAN10カ国、これは政府間協議になりますけれども、その間の協議を通じて内閣府が実施要領を決定いたします。その参加国の同意を得た実施要領に基づきまして、内閣府の方で仕様書を作成して、一般競争入札を行い、契約をしておるという流れでございます。

続きまして、世界青年の船事業支援業務でございます。これは明治100年記念事業として、1968年に青年の船事業というものが開始されておるのですけれども、これを承継した事業でございます。これについても、各国政府が強く関与して実施しております。関与の中身というのは、参加青年の選定や当該項目が訪問国の場合は、場合によっては国家元首の表敬があるなど、各国政府が強く関与しているものでございます。過去の招へい国は、全世界60カ国にわたっており、寄港も30カ国にわたっております。左の方を御覧ください。下に外交政策と書いてございますけれども、G7等の重要国だったり、地域の主要国だったり、総理の訪問国だったり、周年行事等を勘案の上、比較的、外交的な観点、これは外務省との緊密な連携をとって選ぶんですけれども、そういった観点を加味した上で、内閣府で参加国を決定して、かつ寄港地も内閣府で決定してございます。そのうち、参加が決まりました各国政府と外務省(在外公館)との府省間協議に移りまして、相手国の受入れ承諾の後、内閣府で実施要領を決定してございます。その後の手続は、先ほどの東ア船と同じで、仕様書を作成いたしまして、一般競争入札、契約という流れになってございます。

続きまして、地域コアリーダープログラム支援業務でございます。先ほども申しましたように、共生社会政策担当でございますので、そことのコラボで共生社会実現に携わる青年育成を目的として、2002年度から実施してございます。2016年度からは、特に地域における共生課題に重点ということで、社会福祉法人やNPO法人といった現地で福祉に実際に携わっている方々をお招きしたり、あるいは送り出したりしているところでございます。これにつきましても地域政策、ここに書いてございますけれども、こういった観点から、この3分野の先進国の中から内閣府が派遣国と招へい国を選定してございます。あとの流れは先ほどとほぼ同じでございます。参加青年につきましては、当該項目で、これはほかの青年事業と違いまして資格がございますので、なかなか来られる方は限られているんですけれども、参加国と緊密な連携を取って選んでもらっております。その後、内

閣府が実施要領を決定しまして、あとは同じ流れでございます。

駆け足でございましたが、3事業につきましては以上でございます。

続きまして、2年前の御指摘への対応状況について、簡単に説明させていただきます。お手元の青色を多く使った資料をごらんください。御指摘いただいた事項について4つに分けてございます。1つ目は、受注者に求められる要件について、でございます。まず、尾花副主査(当時。以下同じ。)から、国際交流事業の意味を明確化すべきという御指摘をいただきましたけれども、これにつきましては、平成29年度に対応済みでございます。具体的には、お手元のペーパーに書いてございますけれども、明確に明記したところでございます。

あと、加藤専門委員(当時)からは、国際交流事業で求めている要素を切り出して要件にするという御指摘を承っておりますけれども、これにつきましても対応済みでございます。具体的には、ここに書いてあるように、参加青年の宗教上の飲食物の制約の考慮を求めている要素として切り出してございます。

あと、仕様書中、受注者に求められる要件から既参加青年組織との緊密な連携を外すべきという御指摘をいただきましたが、これについても対応済みでございます。

続きまして1枚めくっていただいて、情報開示について、でございます。まず、受注者 と内閣府の業務の切分けが新規事業者にもわかるようにすべきという御指摘を井熊主査 (当時。以下同じ。)から頂きましたけれども、これについては、主語を明確化することに よって対応済みでございます。

続きまして、尾花副主査からは、現行事業者の経費及び業務体制の情報開示を積極的に行ってはどうかという御指摘を頂いておりますけれども、これは対応中でございます。具体的には、積算に使いました単価や利用料を一覧表にまとめて、参考資料として仕様書に添付してございます。ただ、後でまた御質問いただければと思いますけれども、企業秘密との関係がちょっとございますので、現行事業者と相談の上ではありますが、この点につきましては引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

あと、井熊主査からは、共同事業体による入札参加を認めてはどうかということで、これはもともと認めておったところでございますが、対応済みでございます。具体的には、 応札要件を記述したということでございます。

続きまして、スケジュールについて、でございます。まず、公告期間をさらに確保するようにとの井熊主査からの御指摘でございますが、これについては、平成29年度以降対応中でございます。具体的には、船事業は24日しかなかったものを最低30日間に延長しております。また、今後も延ばす努力を引き続きしていく所存でございます。

続きまして、契約日と事業開始の間の準備期間を十分に確保したい、これは内閣府から申し上げたことでございますが、これについても対応中ということで、船事業では50日間、地域コアリーダープログラムが40日間確保してございます。

あと、事務局から説明を求められた事項でございますが、入札スケジュール、仕様の明

確化の更なる改善ということで、これについても対応中ということでございます。

1枚めくっていただきまして、最後、その他でございます。事務局から説明を求められた事項で、事業者への広報の強化ということで、これは対応中でございます。従来は入札説明会への参加経験がある事業者を中心に広報していたところですが、今後は更に広く入札説明書を取得した事業者にも広報を行うこととすることとしております。

あと、その下でございますが、一者応札とならざるを得ない特殊性があれば示されたいということでございますけれども、本事業は、それぞれ約9カ月間の長きにわたる国際的人材育成事業でございます。参加青年は毎年変わりますが、中身のテーマも毎年変えております。単なる研修事業と異なりまして、国際研修企画業務、海外各国への事前調査、これは事業を滞りなく行うためでございますけれども、特に外国政府とも関係してきますので、それとあと、外国青年招聘時の国内地方プログラムに係る都道府県との調整、これは都道府県を通じて受け入れている場合もございますので、都道府県との調整は必須のものとなります。あと、外国組織や都道府県、ファシリテーター等、関係者との各種会議を行う必要がある複合的な一大プログラムでございます。したがって、これを入札にかけているわけでございますけれども、応札に当たりましては、こういった大きな、単に人数が多いだけではなくて、いろんな要素が含まれた本事業の特徴に由来した体制をあらかじめコストをかけて構築するという、そういう民間企業の覚悟が必要になるというのが一者応札とならざるを得ない特殊性ではないかと考えているところでございます。

最後にその他でございますけれども、前回分科会ヒアリングでの委員からの御指摘、御意見ということで、市場化テスト、民間競争入札を導入する意向がない具体的な理由ということでございます。これにつきましては、ちょっとここに簡単に書いてございましたけれども、民間競争入札の肝要な点は、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を公共サービス改革法の手続に従って実施されることにより、従来の民間委託と比較して一層のプロセスの透明性・中立性・公平性の担保を図ることであると理解してございますけれども、本事業は、既に平成29年の公物管理等分科会ヒアリングでの委員からの御指摘を踏まえまして、今御説明させていただきましたけれども、表現の明確化であったり要件の切出し・緩和だったり、共同事業体による入札参加、公告期間の延長、契約日からの準備期間の確保、事業者への広報等の様々な対応を行っているところでございます。その結果ではあるのですけれども、その一方で、先述のとおり、本事業は約9カ月間の国際的人材育成の色々な要素が合わさった一大プログラムでありまして、応札に当たっては、入札条件等の問題というよりもむしろ体制構築に向けて民間企業がそれだけしっかりコストをかけてできるかということになるかと思いますが、そういった民間企業の覚悟の問題と考えてございます。

ちょっと駆け足でございましたけれども、簡単でございますが、私からの説明は以上で ございます。

○浅羽主査 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただ今御説明いただきま

した内容につきまして御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。はい、関野委員、お願いします。

- ○関野副主査 すいません、今日初めてお聞きしたので、ちょっとわからないんですけど、 今の最後の説明で、本事業は約9カ月間かかるというお話で、どこが一番かかりますか。 国の選定は、もう決まってしまいますよね。
- ○福田室長 決めるまでは時間がかかりますけれども、決まればそこはもう。
- ○関野副主査 で、請け負った方は、9カ月間何に一番かかるんでしょうか。船の選定と かいろいろあると思うんですけど。
- ○福田室長 「何に」というのは、コスト的なものなのか、時間的なものなのか、あるいは正確性のものなのか、色々あると思いますけれども、おそらく人の手配がかなり大変じゃないかなと思います。請け負ったほうですね。というのも、これはファシリテーターなど、比較的専門性のある方を呼ばなければいけませんし、それぞれ英語が出来なければいけませんので、かつ、特にファシリテーター、通訳もそうですが、船の中に1カ月間一緒に乗り込んでもらわなければならないわけなんですね。優秀な人であればあるほど1カ月間、本来の仕事を休んで来るというのはなかなか難しいところがあると思いますので、そういった人脈を色々と駆使して、あるいはあらかじめ常日頃から連絡を取りつつそろえるということがかなり大変ではないかと思います。
- ○関野副主査 一応、普通のリーダーズダイジェストとかいろいろあって、海外青年の船とかと色々ありますが、大体それも1カ月近く乗船すると思うんですけど、そちらは多分旅行業の感じで研修としてできると思うんですが、この場合は国内の都道府県とか外国との各国との交渉も請け負わなきゃいけないということになるんだろうと思うんですが、普通の旅行会社って得意の国があって、またそこの旅行会社に委託をするわけです、下請を出すわけですよね。今請け負われている方は、下請というのは各国によってそれぞれ旅行業とかの下請に出しているということはないんでしょうか。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 よろしいですか。結論から言うとそういうことはございませんで、というのは、ただ今室長から御説明させていただいたとおり、各国政府との関係は、基本的に内閣府が行いますので、内閣府が外務省を通じて招へいをお願いして、各国の大使館に連絡して行っていますので、それを旅行業者が自ら支社を使って行うということはございません。
- ○関野副主査 ということは、マレーシアとか色々な他国のところへ行ったときには、自 分の会社でホテルを手配したり、研修を組んだりとかしなきゃいけないということなんで しょうか。
- 〇吉田青年交流第3担当参事官補佐 いや、先ほど御説明さしあげたとおり、各国の訪問 国での活動におきましては、その国の企画立案、実施ということに役割分担がなっており まして、この資料の1枚目の一番上で四角で最初に書いてございますけれども、共同声明 に基づき共同事業として開始、という経緯がございまして、基本的に各国での活動につい

ては各国が準備・運営するという仕切りになってございますので、この業務を請け負った 事業者が相手国の活動について運営のお手伝いはすることはあるんですけれども、基本的 には訪問国が分担するという仕切りになってございます。

○関野副主査 ということは、考え方としては、普通の旅行業者が請け負っても構わない、できるという、まあ覚悟が必要と書いてあるんですけど、覚悟さえあれば普通の旅行業者でも、はっきり言えばJTBとかでもできる、請け負えるものだとお考えになっているということでよろしいですか。

○福田室長 それなりの、もちろん競争入札にかけていますので、当然現に入札しているようなところでもできるということが前提でございますけれども、ただ、私ども、通常の旅行業者がどういうことをやっているかはあまりよくわかりませんけれども、そういったいろんな要素が複合したものをその一者だけでできるのかどうかまではわかりませんが、一部のところだけ取り出せばできるのかもしれないです、それは。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 2年前のご指摘で、今説明資料にも書かせていただきましたけれども、一者だけじゃなくて、ジョイントで入札することを可能にしたらどうかという貴重な御意見をいただきまして、実際、室長が御説明したとおり、元々出来たのですけれども、それは明確化されていなかったので、明確化させていただいて、それは資料を御覧のとおりでございますので、そのようなジョイントという形で参入することは十分考えられると思います。ただ、関野先生がおっしゃるとおり、民間の体制の覚悟というのはなかなか必要かなとは思っております。

○関野副主査 すみません、もう一つ、覚悟というところでいうと、継続するかどうかというのが1つ多分ポイントだと思うんですよ。単年度契約だけじゃなくて、例えば3年間、3回やっていただきますとか、そういうところの条件というのはどこかに書いてあるんでしょうか。

○福田室長 これは基本的には1年ごとでやっていまして、要は国の会計年度が単年度ですので、もちろん試験的には毎年やっていますから、来年もこうなるということは、それはあるんでしょうけれども、現実問題としては、国の予算次第ということになろうかと思います。したがって、毎年度、単年度契約ですよね。

- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 はい。
- ○福田室長 単年度で毎年契約してるということでございます。もちろん、訪問国も変わりますし、寄港地も変わりますので、あらかじめ2年先、3年先まではできませんので、 ちょっとそこはそうならざるを得ないところもございますが、基本的には会計年度の問題 だと思います。
- ○関野副主査 ありがとうございました。
- ○稲生副主査 すいません、何か毎回お聞きしていることだというふうに思いますけれど も、例えば資料1-2の東南アジア青年の船の事業で、例えばということで198分の3 0、中ほどから7番実施内容というのがありまして、ページ数違いますかね、資料1-2

の198分の30、7番、実施内容というところです。よろしゅうございますか。それで、 気になっているのが、要は、こちらとしましては、できるだけハードルを下げてたくさん の方に事業を請け負う競争をいただきたいということでありまして、 例えば7番の(1) 基本方針の策定4月とございまして、 ①基本方針を策定すること、とか書いてあって、基本概念、視点、注意点、研修の基本的なガイドラインみたいなものを民間さんに使ってほしいという趣旨だと思いますけれども、ただ、初めて参加される方からすると、これは一から全部作るわけですね。それで、そういう事業者でなければ困るんだという内閣府さんの御意向はもちろんあるんですけれども、結構ハードルが高そうだなというふうに思います。

これはいけないということではないのですけれども、一方で、気になるのが、ほとんど全ての項目で、次の4ページというか198分の31の、縮小コピーしていますから右上になるわけですけれども、1行目の最後のところから内閣府さんの指揮監督の下、とありまして、これはほぼ全ての項目に入っているんですね。同じようにこのページの下の(3)研修実行委員会の開催運営の本文3行目にも内閣府の指揮監督の下、と入っていますし、次のページの(4)地方プログラム実行委員会の本文2行目の中ほどにも内閣府さんの指揮監督の下と、こうあって、当たり前じゃないかと思われるかもしれませんけれども、これは手足のように受注しているところを使うというのはまずいのではないかなというふうに思っているんですけれども、この点はどうお考えでしょうか。つまり、発注したい内容をあらかじめ決めて、あとは契約をなさった相手の事業者さんで判断いただいて事業を行っていくというスタイルが通常の委託のスタイルだと思うんですが、これは指揮監督の下、という言葉の響き、多分民間さんからすると非常に強くて、事実上は、雇用関係ではありませんけれども、というような誤解を招くのではないかと思っているのですけれども、今まで問題なかったのかもしれませんけれども、ちょっとこの点はどうなのかなというのが懸念されるんですが、この点はどうなんでしょうか。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 今頂いた点でございますけれども、まず2点頂いたと思っておりまして、まず基本方針の点、まずここは逆に多分2点目と少し逆の方向のお話なのかなと思っていますけれども、ここに書かずに結構自由にその事業者にやらせてしまって、それが難しいんじゃないかという御指摘で、一方で2点目は、内閣府の指揮監督の下、と書いてあるからこそ、逆に息苦しさを新規事業者に与える、どちらも正論というか、そういうところはあると思いまして、またきっとバランスの問題だと思っているのですけれども、当方の考えと致しましては、基本方針の方はこちら仕様書に明確に書かせていただいていますけれども、ゼロから丸投げで基本方針を策定してくださいというわけではなくて、その括弧書きで書かせていただいているように、前年度の実績、前年度だけじゃなくても頼まれたら前々年度も提供しますけれども、内閣府が提供して、それを基に作っていただこうと思っております。基本的には事業のスキーム自体は毎年大きく変わるものではなくて、ただ国とか地方プログラムの受入れ県とかが変わったりするので、そこら辺を変

更していただく必要があるということで、確かに文字づらからするとそのような印象を与えるかもしれませんけれども、前年度の実績を提供するというところで担保させていただいているのかなと思っているのと、あと一方で、内閣府の指揮監督の下、というところは、これはどちらかというと、2年前御指摘いただいたヒアリング、この文言を入れるという御指摘ではないですけれども、全体の趣旨として、今、説明の中でも室長が申し上げましたけれども、仕様書の明確化という観点で、新規事業者が何をやったらいいかがわかりにくいというところで、誰が何をするのかというのをはっきり書いたほうがいいということで、受注者は何をするとか、内閣府は何をするとかというのを明示させていただいたという経緯がございますので、ちょっとそういったバランスの下に、今そういった表現になっているというところですね。実際、何社か入札説明会とかに来ていただいた社にもヒアリングさせていただいたりはしたんですけど、そこら辺の何か文言によるそのような障壁というか、そういったお話は特段なく、比較的、少なくとも2年前よりはわかりやすくなっているというお話はいただいたところでございます。

○稲生副主査 わかりました。

それから、すみません、引き続いてなんですけれども、先ほどお話があった中で、守秘義務というか、ノウハウに関わるといったようなことが、確かイベントなどの開催の、いわゆる人工情報のようなものを出すことが、人工というのは、要するに何人でこれを実施したとか、その情報が出しにくいというお話があったのですけれども、これはやはり今までやってこられた一般財団法人から、どういう体制でこうなったのかという詳細については出せない、こういうことを言われたという理解でよろしいんでしょうか。

- ○福田室長 一般に公になるということを前提に、言ってみればノウハウを出すのはちょっと御勘弁いただきたいということでございます。
- ○稲生副主査 しかし、税金でおやりになる事業で、何人の方が働いたのかというのが、 それがまずいという感覚はちょっと理解しがたいところがあるんですが、先方はそうおっ しゃっていると。
- ○福田室長 当室の方は仕様書に積算は示していますので、一応これでやってくださいというふうになっていまして、あとはそれをどこのコストをカットして、どこを逆に余分にかけるかというのは、それは事業者さんの判断だと思うんですよね。それはそれぞれの事業者さんが工夫されるところであって、そこをどうするかというのは。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 それと、これは2年前にも同じような御指摘をいただいたので、事前に事務方の方と打合せさせていただいたときにもちょっと申し上げたのですけれども、結局のところ、情報公開法上でも法人その他の団体の、公にすることにより競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある場合は、非開示事由になっていますので、当然のことながら勝手に開示することはできないというところで、その事業者の了解がやはり必要かなとは思っております。
- ○稲生副主査 とりあえず結構でございます。

- ○浅羽主査 川島委員、お願いします。
- ○川島副主査 どうも御説明ありがとうございました。また2年前指摘した点を反映していただきまして、ありがとうございました。

2点質問がございます。やはり応札する人たちをどう増やしていくのかというのが共通の課題として認識いただいている中で、この資料1-1の10ページ目にありますが、事業者への広報の強化に取り組まれている中で、教えていただきたいのは、参加経験がある事業者、それと入札説明書を取得した事業者というのは、具体的にどういった業種の会社なのかということと、あと、12ページ目にあります内閣府本府調達改善計画で共通的な取組の中で、4番目にあります、入札に参入可能な事業者の事前調査というのがありまして、今触れた2つの事業者以外にこういったところも入札に参加、参入可能なのではいのかといったような調査をされたようであれば、どういった業者、業種がそれに該当しそうなのかというのを教えていただきたいのが1点目です。

それともう一つは、この一者応札解消のために市場化テストの枠組みを使って、複数年度、3年だとか5年だとかといったような形で入札を行うといったようなことによって応札社の増加ということが見込めるのではないのかという気も致しておりまして、その点についての御見解をお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 まず1点目につきまして、どのような業者を想定しているのかというところかと思うんですけれども、我々入札に参入可能な事業者ということで実際にお声掛けしたりするのは、やっぱり規模の大きな国際イベント、やっぱり我々は外国を相手にしておりますので、国際イベントを行うコンベンション会社ですとか、あとイベント企画会社を主に想定しております。もちろんジョイント参加もあるので、そこは全然自由だと思っているのですけれども、やはり代表となる核を探していきたいと思っておりまして、そのようなところを想定してお声掛けはしました。今後もそのような形で、そのような業者ですとか、あと、コアリーダープログラムにつきましては分野が主に福祉分野、先ほど福田の方からも申し上げましたけれども、共生社会政策ということで、青少年、高齢者、障害者分野ということでやっていますので、そこら辺の分野でのイベントを担う会社も想定しております。これは実際にお声掛けしたということではございません。

2つ目でございますけれども、複数年契約ということで、過去、他省庁さんのヒアリングでも似たような御指摘があったのかなということで、ちょっと議事録を勉強させていただいたんですが、それで実際にそのような御質問もあるかと思って、会計担当ともちょっと相談したんですけれども、先ほど福田から申し上げたとおり、まずは予算が単年度主義というところで、複数年契約となると、やはり国庫債務負担行為というところだと思うんですけど、やはりそれに認められるとなりますと、リース契約ですとか、あと複数年で完成が予定されているもの、建設関係とかそういうものだと思うんですけれども、それが主でして、なかなかこのような形で1年、国も変わりますし、1年で完結するような事業者について複数年契約を財務省が認めるかというのはなかなか難しいんじゃないかというこ

とで、ちょっと検討は断念させていただいたという経緯がございます。

○川島副主査 ちょっと追加でよろしいですか。どうもありがとうございます。そうしますと、1点目の点では、実は私、旅行業者ですとか、あるいは研修を実施するような大手の研修を行う業界というんですかね、そういったところも想定していたんですけれども、そういったところは、例えば説明会に来ただとか、あるいは資料を取りに来られただとかということがあったのかなかったのかだけ教えていただけますでしょうか。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 まず、説明会には来られたことはございます。あと、大変申し訳ないのですが、説明書を取りに来た業者がどこか、今まで確認できるということ自体を当室として認識しておりませんで、実際、今はダウンロードとかできるんですけれども、ダウンロード記録とかを会計課に聞けばちゃんと教えてくれるということが最近わかりまして、なので、今後はそういった事業者について確認させていただこうという趣旨で申し上げた次第です。

- ○川島副主査 ありがとうございました。
- ○浅羽主査 はい、川澤委員、お願いします。
- ○川澤専門委員 今の広報の関係で質問させていただければと思います。ダウンロードの 記録は今後参考にして声掛けされるということだったんですけれども、実際に今年度とい うか30年度は何社に声がけされたんでしょうか。大体業種の点については今お伺いした んですけれども、具体的に何社ぐらいに声がけされたんでしょうか。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 30年度で、特に船事業になりますと、結構規模が大きいということは多分仕様書を見ていただければお分かりになると思うんですけれども、具体的には、もちろん事業者名は申し上げられませんが、そういったところに慣れている2社に調査させていただきました。
- ○川澤専門委員 やはり2社ですと、かなり一者応札になる可能性は高いと思いますので、 そこをどう複数に、もっと数を増やしていくかというのは重要だと思いますし、やはり今 回、仕様書についてはかなりやり尽くして、民間事業者の覚悟の問題というふうにおっし ゃっているのであれば、かなりそこの数を増やすですとか、例えば業界団体に声をかけて いらっしゃるのかとか、そのあたりの、かなりもうやり尽くしたというところの御説明が 必要なのではないかと思いました。

それと、先ほど、情報開示についてのご説明があったかと思います。単価表を参考資料 として添付していただいたりですとか、見直しをしてくださったということは理解いたし ました。

一方で、この各事業において、例えば、事前調査ですとか、事業報告会ですとか報告書の作成といった事業者で作成している資料というのは一定程度あると思うんですが、大体、今、各事業、色々1者応札の対応についてはそういった資料を、URLを公表したりですとか、説明会のときにきちんと閲覧できるようにするですとか、そういった情報公開もかなり積極的に取り組んでいると思うんです。その辺りというのはいかがでしょうか、やら

れていらっしゃいますでしょうか。

- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 事実から申し上げますと、事業報告書等成果物については、ホームページで公表させていただいております。
- ○福田室長 特に入札関係で来られた方に、そういうものが載っていますよというところ までは言っていなかったかもしれませんので、それは徹底していきたいと思います。
- ○川澤専門委員 わかりました。その辺りも、おそらく改善の余地があると思いますので、 参考にしていただければと思いました。
- ○福田室長 ありがとうございます。
- ○川澤専門委員 あと、情報公開という意味では、先ほど、前年度の実績、前年度の例えば基本方針の内容ですとか、そういったところは、要望があればお示しするというお話があったかと思いますけれども、おそらく新規の事業者にとっては。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 いえ、仕様書に書かせていただいたとおり、前年度のものについては提供するとはっきり書いております。先ほどは前々年度についても言われれば提供しますということをお伝えしただけで、前年度については、実績を内閣府から提供するとはっきり書かせていただいております。
- ○川澤専門委員 それは、どこに。すみません。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 先ほど、御指摘のあった、東南アジア青年の船で申し上げますと、198分の30というところの(1)の①の括弧書きでございます。
- ○川澤専門委員 なるほど。ありがとうございます。おそらくこういった経年事業の場合、前年度の実績としてどういう資料があったのかというのはかなり重要かと思いますので、 事業報告書等を含めて、前年度のものを積極的に提供するというのは、かなりわかりやすいところに、もしくは入札説明会できちんと説明されたほうがいいのではないかと思いました。

あと、最後に1点ですけれども、公告期間を延長してくださったという、これは先ほどの対応状況で御説明いただいたんですが、30年度の事業について報告が、かなり説明会が年度末になって、年度初めに入札等を実施されていて、期間を延ばすとこういったスケジュールになるのかもしれないんですけれども、一般的に考えて、事業者は年度末が一番忙しくて、かつ、これ3つの事業が、同じような事業者を対象にしているにもかかわらず、入札時期が重なっていると、多分、1個の事業が受注できたら、別の事業が体制を整えるのが難しくて、3個の中の1つしか応札できないといったようなことも考えられると思うんです。ですので、例えば、もう少し、年度末ではなく年度初めに公告をするとか、この3つの事業が、公告期間をきちんと考えて、公告と入札と開札の時期ですね。かなり参加者が重複したとしてもきちんと参加決定ができる、参加可能性が図られるように調整した方がいいのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 2つ申し上げることがございまして、まず、今、先生、 3つ同じ時期とおっしゃいましたけれども、事実としては、先ほどの資料1-1で今年度 のスケジュール、航路などを御説明させていただいたと思うのですけれども、東南アジア 青年の船と、世界青年の船の時期を見ていただければおわかりになるとおり、世界青年の 船は、同じ年度ではありますけど、年が明けてから行っていますので、結論から申し上げ ると、世界青年の船は、東南アジア青年の船より遅らせて、時期をずらして入札をかけて ございます。なので、そういった努力はまずさせていただいているのと、あとは、年度終 わりが忙しいということは御指摘賜りましたけれども、逆に一方で、当方も9カ月間の一 大プログラムということで、あまり遅くすると研修ですので、会議やプログラムなどがど んどん、日程が縮まってきて、青年と業者の方に逆に負担になるということもございまし て、今のスケジュールにさせていただいているところです。

○川澤専門委員 その意味では、先ほどほかの委員からも御指摘があった複数年度というところで、事業者さんの投資的な意味も含めて、参加を促進する1つの方策だと思うんです。確かに国庫債務負担行為の難しさというのは現実の問題としてありますが、一度、複数年度で実施をすればどういった改善が図られるかということは検討の余地があるのかなというふうに思います。そこはコメントです。以上です。

○浅羽主査 他にいかがでしょうか。

それでは、私から質問をさせていただきたいと思うんですけれども、御説明ありがとう ございました。なかなか新規事業者の方がどこまで覚悟を持ってやれるか、特に人の配置、 人繰りのところは大変だろうという話は先ほど頂いたとおり、私はそのとおりだなという ふうに思います。

一方で、新規の事業者がどこでビジネスチャンスを見出すかということに関しては、必ずしも考える者によって見出す場所は違うだろうなと思っています。例えば、一番大きいのは多分、人のところで創意工夫でネットワークで、優秀な人をより安く調達できればということになるんでしょうけれども、それ以外の部分で頑張ろうということもあり得ると思うんですね、当然にして。そのような中で、今回の仕様書を見せていただいた中で、例えばですけど、198分の33のところで、右側(5)の⑥の中で、

これは同じような記載がいくつかあるんですけれども、各日1名につきペットボトル1本をというふうに書いてあって、お昼御飯に関しては1,500円程度と書いてあって。これに関しましては、ここは純粋にまず質問ですけれど、民間事業の創意工夫の範囲がある部分でしょうか。と申しますのは、例えば、今ここに私どものところにお茶を出さずに申し訳ありませんが、サンガリアのお茶というのがあります。参事官補佐のところには、それはどこの会社でしょうかね。

- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 これはポッカサッポロです。
- ○浅羽主査 ポッカサッポロ、多分、単価が違うと思うんですね。結構値段が違うような気がします。ポッカサッポロであれば、実は、具体名を出すのが適切かどうか別ですけれども、こういうものだと指定されている場合には創意工夫の余地はほぼ無いと思います。もちろん、同じものが指定されていても、ネットワークを使って安く使えるというのもあ

ると思いますけれども、そうでなくてここからやれというようなことを全て決められていたならば特に海外でとか船でとかですね。そういうようなところで決められている場合には創意工夫の余地はほぼない。

でも、一方で、単純にこれだけ書いてあれば、ここは創意工夫の余地があるかもしれない、サンガリアでいいかもしれない、もしくはもっと自分のところでもっといいもの、ネットワークを通じてやれるとか、あるいはその後ろの1,500円程度も定価1,500円で売っているお弁当を自分のところでは1,000円で調達できるとか、それがオーケーなのかとか、それはどういうふうに読めばいいのか。調達を得意としているようなところでしたら、ここでビジネスチャンスを見出すことも不可能ではないと思うんですね。まず、そこの意味を教えてください。

○福田室長 ここの意味につきましては、これはここに書いてあるとおり、別に、買った値段が1,500円じゃないとだめというわけではなくて、要は市場価格が1,500円程度のものであれば幾らで調達されてもそれは構わないという、もちろん、賞味期限が切れたり、そういうのはもちろん論外ですけれども、ペットボトルも、よくよく見ると、分量も実は書いていないんですけれども、ただ、もちろん150円で売っているものを150円で買ってきて出してもらっても構いませんし、大量調達した残りをどっか安く1本30円で持ってきて出してもらうのもそれは構わないです。現に、自動販売機でも150円の自動販売機とかがあるので。そういう意味でございます。もちろん、先生が今おっしゃった点で不明瞭という点であれば、そこはまた工夫していきたいと思いますけれども、一応そういう意味で、この点に関しましてはですね。

○伊丹国際企画担当参事官補佐 あと、つけ加えさせていただくと、具体的に、ここの部分というわけではないんですけれども、基本的に2年前の御指摘の趣旨、先ほどの繰り返しになりますけれども、新規事業者が積算をしやすいように数等、そこら辺の明確化をしたほうがいいのではないかという御指摘をいただいたので、その一環で、すみません、3年前の仕様書に同じことが書いてあったかどうかはわからないのですけれども、一応趣旨としては明確化の一環で書かせていただいたという趣旨は今も続いています。

○浅羽主査 私が申し上げたい意図は多分伝わっていると思うんですけれども、どこにビジネスを見出すことができるのかということがより明確化されているのが当たり前ですけど望ましいと。既存の事業者さんは多分もうずっとやられていますので、ここでもビジネスチャンスがある、ここはないということは、肌感覚でもわかると思います。それで、2年前に御指摘させていただいた中で単価が表示していただいたとか、そういうことは出てきたと思います。

さらにもう一歩踏み込む部分もまだ余地が全くないわけではないのではないのかというのが私の申し上げたいことであって、その際に、確かに単価表というのはとても、これ自体はっきりしていて、198分の60や61のところで単価表がはっきりしているということで単価を抜き出したものということで一覧、ないよりはあるほうが絶対にわかりやす

くなったと思います。ただ、これは何を意図しているものなのかという、参事官補佐がおっしゃった、あるいは室長がおっしゃったような、実際に自動販売機で150円でも90円でもいろいろありますよねということであって、これは、あくまでもこれだけの市場価値のあるものを提供してほしいという意図であって、ここも創意工夫の余地がある部分だということがわかるようであれば何の問題もない。ただ、私はよくわからなかったので、こういうものをという仕様が決まっているのかどうか。会議室もそうですけれども、ここの会議室のこれでやらないといけないのか、それとも全く同程度の会議ができるような会議室であればそれで十分なのかとか、そういったようなことがまさにはっきりしていれば、ここはビジネスチャンスがない。当然これはだから定価で積算していって、掛け算というところもありましたけれども、掛け算して何日間だったら何個とか何人だったら何というところと、あとは、いや、ここはこれだけ大量調達するなら、自分のところはここで勝負できるんだというのが、調達で得意な会社と、一緒にJVでやるのであれば、そういうこともあるのかなと思っての発言でございます。

- ○福田室長 先生おっしゃるとおりです。工夫、事業者さんの立場から見て、もうちょっとわかりやすくしたほうがいいところはあろうかと思いますので、そこはまた勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○浅羽主査 はい。
- ○川澤専門委員 あと1点だけ追加で質問させていただければと思うんですが、地域コア リーダープログラムだけ公募随意契約が実施されていると思います。調達改善計画の中で も価格交渉の推進というところを重点的な取組として挙げていただいていますけれども、 価格交渉等はされていらっしゃるんでしょうか、この案件については。
- ○福田室長 価格交渉はやっています。二、三年前から始めたのです。
- ○川澤専門委員 地域コアリーダープログラムについても交渉した結果 7,000万ぐらいになったということなんでしょうか。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 おっしゃるとおりです。
- ○川澤専門委員 そのときには、仕様の中身を例えば、これは公募しているのでどこまでできるのかというのはあると思うんですけれども、仕様の中身を少し落として価格を落とすとか、中身を充実させて少し価格の積算を変えるとか、そういった仕様の中身とかに踏み込んで価格交渉をされていらっしゃるんでしょうか。
- ○伊丹国際企画担当参事官補佐 仕様の中身まで具体的に変えたということは事実は無かったそうです。ただ、交渉なので、もちろん交渉の内容によってもちろんそれは可能だと 思います。
- ○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございました。
- ○濱尾国際調整担当参事官補佐 よろしいですか。仕様は変えていないのですけれども、 先ほど浅羽先生がおっしゃったように、ビジネスチャンスというか、単価に基づいて、高 い単価でやっているものとかが仮にあったりすると、そこのところを低い単価のものにし

て、「ちりも積もれば山となる」でありまして、額を下げるというようなやりとりがありました。

- ○川澤専門委員 ありがとうございます。
- ○浅羽主査 はい。
- ○稲生副主査 もう一度私言わせていただきたいんですが、先ほどの内閣府の指揮監督の下、という文言については、内閣府さんと、それから受託なさろうとしている方たちとの役割分担を明確にしろというそういう文脈で申し上げているわけではなくて、要は請負にならないかということでありまして、これ、法律的に色々公共サービスをめぐっても結構問題になっているところでもありますので、要は、一応確認をいただいて、この内閣府の指揮監督の下、という文言がなくても、例えば、以下の①②③というところで、具体的に役割分担がなされているのであれば、別に指揮監督の下、という言葉はあえて入れなくてもいいかもしれませんよね。ですから、それは協議の上で、とか少し弱めていただくとか、指揮監督という言葉は、申しわけないんですが、これは問題になるのではないのかなということ。もう何年も経っていますのであれですけれども、確認だけでもいただきたいという趣旨でございます。
- ○福田室長 詳細に調べたわけではございませんけれども、通常、役所の中で割と指揮監督というのは多い。
- ○稲生副主査 多いと思います。
- ○福田室長 一方、民間の場合であれば、先生おっしゃったように請負ですから本来完成 すれば、事業者さんの創意工夫でできるはずなんでおかしい、御指摘よくわかりますので、 どういった表現が適当かについては。
- ○稲生副主査 確認をお願いいたします。
- ○福田室長 また確認させていただきます。どうもありがとうございました。
- ○稲生副主査 それから、これはもう最後、感想的なもので結構ですが、今回、平成26年の行政事業レビューでこの3つの事業がピックアップされて、公共サービス改革小委員会、監理委員会に来ているわけですけれども、ただ、お話を聞いていると、事実上1者応札でやってこられた一般財団法人の青少年国際交流推進センターに、やはり、御説明にあったように専門的なノウハウ、これは人材の面も含めてですが、結構あって、それが色々ファシリテーターをおやりになる人材が中にいらっしゃるとか、あるいはいろいろプロジェクトを提案、研修内容を提案したり、方針をつくったりするときにも過去のノウハウなどがたまっていて、そうすると、民間さんが一から始めて、しかも単年度でお引き受けになるというのは、これはあくまで個人の考えです、こうあるべきだとか、そういう議論にはありませんが、難しいと思われることもあるのではないかなという、こういうこともあるんですけれども、これはもうお感じのなり方で結構ですけれども、そういうノウハウの面で、一般財団法人にたまったものというのはあって、埋没コスト的なものがあって、なかなか民間が入っていきにくいのではないかなという感じもするんですが、率直に言って

この辺はどういうようにお考えでしょうか。つまり、これ以上、多分、仕様書もなかなかこちらもいろいろ御意見も申し上げたし、細分化するというのも難しそうだなというのがだんだんわかってくる中で、この1億4,000万とか、1億1,000万という、高いように見えて、ただ、これだけの事業をおやりになりますと、これよりも安い金額で民間さんの参入って結構厳しいんじゃないのかなと個人的には思うんですけれども、ここら辺はどうでしょうかねということなんですが、これはもう率直な感想でも結構です。

○福田室長 私の感想でございますが、おそらく民間委託といいましても、通常の物品調達のような、民間企業が通常民間に寄与するようなものもあればですね、ある意味役所の事業をですね、本来であれば、独立行政法人とか、特殊法人に切り分けてやるんでしょうけど、そうじゃなくて、民間でも一応可能なものを、かつ、役所の事務を合理化するためにある程度まとまった形で委託するものと両方ありまして、後者の場合は先生おっしゃるとおり、最初はみんな一斉の用意ドンで競争ですので入札できるかもしれませんけど、長年やってくると、結局、実際に行っていることは、もちろん、法律的には民間に委託しているから民間の事業ですけれども、役所の仕事とかなり似てくるので、そうなってくるとなかなか、通常の経済学的にいうような、市場競争原理がそのままいくのかというのは、難しい面というのは、今回、私どもの事業はそうかというのは他との比較がないのでわかりませんけれども、その辺は濃淡があるのかなという部分は感じてはおります。だからといって、コスト削減の努力は行わないというわけではございませんので、それは引き続きやっていきたいと思いますけれども、長年やってきて、1者応札が続かざるを得ないというのは、そういう面はあるのかなとは感じているところであります。

○浅羽主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。どうも御説明いただきありがとうございました。

- ○福田室長 ありがとうございました。
- ○浅羽主査 結論ですが、本案件につきましては、平成26年度から当委員会が貴府に対しまして競争性等の改善を要請し、1者応札継続といったことで、2年前、平成29年の3月にヒアリングを行いまして、指摘を踏まえて受注者の要件の緩和、委託事業の明確化、公告期間や事業開始期間の確保など自主的な取組を頂いてきたところです。しかしながら、残念ながら、1者応札継続しているというのもまた一方の事実でございます。

本日、かなり色々とやっていただいたということは明らかで、また、これを最後室長からも色々と、感想ということではありましたけれども、率直な御意見の中でわかるところもあるところではありますが、一方で、最初にお示しいただいたように、あとはもう、民間事業の覚悟だけということでもない部分はまだ無いわけではないだろうというふうに判断しております。色々と議論していく中で、まだ直せる部分も無くはないなということで、自主的な改善取組ということにまだまだ期待していくということでいいのではないかと思います。

委員からの様々な指摘、意見等がございましたので、それらを踏まえた具体的な取組につきましての検討結果につきまして、改めて事務局を通じて報告をしていただくということでよろしいのではないかと思います。

他の委員の先生方、いかがですか。よろしいでしょうか。

事務局につきましては、内閣府の取組状況につきまして、今後も把握し、今後、適切な時期に状況の報告をお願いしたいと思います。

なお、今後の調達の結果、やはり、1者応札が続き、しかもなかなか改善も図られていないというような場合には改めてヒアリングを実施するという可能性もあるということはお含みいただきたいと思います。

それらの判断につきましては、今後の判断につきましては、申しわけありませんが、主 査である私に御一任いただきたいんですけど、ほかの先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽主査 それでは、御異議ないということで、こうした結論でまいりたいと思います。 本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整した上で、監理委員会への報告 資料として整理いたしたいと思います。

整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたい と思います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や、改め て確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せください。事務局においてその整 理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から、何か最後に確認しておきたい事項などはございますでしょうか。

- ○事務局 特にございません。
- ○浅羽主査 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、東南アジア青年の船事業支援業務、世界青年の船支援業務及び地域 課題対応人材育成事業地域コアリーダープログラムに関する支援業務の審議を終了いたし たいと思います。内閣府の皆様におかれましては、御出席いただきまして、まことにあり がとうございました。

(内閣府退室)

—— 了 ——